

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市北区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 7 月 1 6 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	豊栄 1 - 6 6 5 号線	新潟市北区笹山字柏尾山 849 番 1 地先から	前	8.3 ~ 9.8	67.0
		新潟市北区笹山字柏尾山 858 番 1 地先まで	後	7.7 ~ 8.3	67.0